

第1章 目的、内部質保証および自己点検・評価

（目的）

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の規定に基づき、広く一般教養を施すとともに、深く専門の研究に根ざす学芸および技能の教授を行い、もって、教養高く情操豊かにして地域社会および国際社会の発展に貢献しうる、社会に有為なる人材を育成することを目的とする。

（内部質保証および自己点検・評価）

第1条の2 本学は、その設置目的および社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、不断の自己点検・評価を実施し、その結果に基づいて教育研究活動や管理運営等の改善・充実に継続的に行う仕組み（内部質保証）を構築する。

2 前項の内部質保証および自己点検・評価の実施に関する規程は、別に定める。

第2章 学部および学科

（学部）

第2条 本学に次の学部を置く。

- 1) 文学部
- 2) 国際英語学部
- 3) 発達教育学部
- 4) 現代ビジネス学部
- 5) 看護学部
- 6) 健康科学部

（学部の目的）

第2条の2 前条に定める各学部の目的は、次の各号のとおりとする。

- 1) 文学部は、幅広い教養や専門的知識を身につけ、社会で活躍するための人材を養成する。
- 2) 国際英語学部は、国際共通語としての英語を高度に運用する能力および国際感覚を身につけ、社会のグローバル化に対応できる人材を養成する。
- 3) 発達教育学部は、人間の発達と教育に関する専門的な知識と洞察力を身につけ、現代の課題に対応する実践的教育力を備えた人材を養成する。
- 4) 現代ビジネス学部は、これからの社会を展望し、新たな時代のビジネスに必要な人材を養成する。

- 5) 看護学部は、生命に対して深い畏敬の念を抱き、看護の実践と創造を通して社会に貢献できる人材を養成する。
- 6) 健康科学部は、心理、医療の各分野の専門的知識や技術を習得し、幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、新たな課題に対応できる問題解決能力を備えた人材を養成する。

(学科)

第3条 学部には次の学科を置く。

- 1) 文学部 日本語日本文学科、歴史学科、歴史遺産学科
- 2) 国際英語学部 国際英語学科
- 3) 発達教育学部 児童教育学科
- 4) 現代ビジネス学部 経営学科、都市環境デザイン学科
- 5) 看護学部 看護学科
- 6) 健康科学部 心理学科、理学療法学科、作業療法学科、救急救命学科、臨床検査学科

2 発達教育学部児童教育学科に保育士養成課程を置く。保育士養成課程に関する細則は別に定める。

3 健康科学部心理学科に通信教育課程を置く。通信教育課程に関する細則は別に定める。

(学科の目的)

第3条の2 前条第1項に定める各学部学科の目的は、次の各号のとおりとする。

- 1) 文学部日本語日本文学科は、日本語日本文学および書道の各分野において専門的な知識や技術を身につけ、知性と感性を磨き、自らの考えを豊かに表現できる人材を育成することを目的とする。
- 2) 文学部歴史学科は、歴史学を学ぶことを通して、人類の築き上げた社会の本質を根源から見極める姿勢を養い、科学的な視点にたって様々な課題を論理的に解決することのできる人材を育成することを目的とする。
- 3) 文学部歴史遺産学科は、歴史遺産を対象とする研究をおこない、その歴史的・文化的意義を解明するとともに、歴史遺産を適切に活用した社会を創造する意欲を身につけた人材を育成することを目的とする。
- 4) 国際英語学部国際英語学科は、国際共通語としての英語を高度に運用する能力および国際感覚を身につけ、社会のグローバル化に対応できる人材を養成する。
- 5) 発達教育学部児童教育学科は、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士を養成するとともに、多様化する社会のさまざまな教育・保育サービスに適切に対応できる人材を養成することを目的とする。
- 6) 現代ビジネス学部経営学科は、営利・非営利の組織体の経営に関する専門的な知識

と技術を身につけた、これからの産業や社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

- 7) 現代ビジネス学部都市環境デザイン学科は、都市の環境と地域アメニティに関する問題意識を持ち、総合的な視点から建築設計、観光ビジネス、公共政策などを行う知識・技能を身につけた人材を育成することを目的とする。
- 8) 看護学部看護学科は、豊かな人間性とコミュニケーション能力を備え、俯瞰力と深い倫理観をもった看護専門職者を養成する。
- 9) 健康科学部心理学科は、心理学の知識やカウンセリングのスキルなどを修得し、心の問題に適切に対応のできる専門的な人材の養成をめざす。
- 10) 健康科学部理学療法学科は、理学療法に関する幅広いニーズに応えるため、確かな知識と技術を修得させるとともに、高度なコミュニケーション能力を有する理学療法士を育成する。
- 11) 健康科学部作業療法学科は、身体や精神、発達などに障害を伴うクライアントを対象に、あらゆる作業を通して心身機能の回復を図り、クライアントの望む生活を支援するための知識と技能を修得し、地域社会に貢献する作業療法士を養成する。
- 12) 健康科学部救急救命学科は、救急救命の専門知識および実践力を身につけ、医療と地域社会の課題解決に貢献できる質の高い救急救命士を育成する。
- 13) 健康科学部臨床検査学科は、科学への探究心を常に持ち、高度に進歩し続ける医療を支えることのできる臨床検査の専門的な知識と技術を身につけ、チーム医療に貢献する臨床検査技師を養成する。

第3章 修業年限および学生定員

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 3年次編入学生の修業年限は、2年とする。

(学生定員)

第5条 学生の定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	日本語日本文学科	85名		340名
	歴史学科	100名		400名
	歴史遺産学科	55名		220名
国際英語学部	国際英語学科	90名		360名
発達教育学部	児童教育学科	140名		560名
現代ビジネス学部	経営学科	180名		720名
看護学部	都市環境デザイン学科	150名		600名

健康科学部	看護学科	95名	380名
	心理学科	90名	360名
	理学療法学科	66名	264名
	作業療法学科	40名	160名
	救急救命学科	50名	200名
	臨床検査学科	80名	320名
	心理学科 通信教育課程	180名（3年次）180名	1,080名
計		1,401名（3年次）180名	5,964名

第4章 学年および休業日

（学年）

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前期（春学期） 4月1日から9月20日まで

後期（秋学期） 9月21日から翌年3月31日まで

（休業日）

第8条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日（10月20日）

春期休業日（2月16日から3月31日まで）

夏期休業日（8月1日から9月20日まで）

冬期休業日（12月22日から翌年1月7日まで）

2 学長は、必要により前項第3号から第6号までの休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、または休業日における授業等を行わせることができる。

第5章 授業科目および単位

（授業科目区分）

第9条 授業科目は、文学部、国際英語学部、発達教育学部および現代ビジネス学部においては、その内容により、基礎教育科目群、教養教育科目群、キャリア教育科目群、専門教育科目群に分ける。看護学部においては、その内容により、区分1、区分2、区分3、区分4、区分5、区分6、区分7、区分8、区分9に分ける。健康科学部心理学科においては、その内容により、基礎分野、専門分野に分け、理学療法学科、作業療法学

科、臨床検査学科においては、その内容により、基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分け、救急救命学科においては、その内容により、基礎分野、基礎医学領域、救急医学領域、専門関連科目、総合演習、キャリア開発演習に分ける。別に教職に関する科目、司書および学校図書館司書教諭に関する科目、博物館学芸員に関する科目、社会教育主事に関する科目を置く。また、外国人留学生に対する特例科目として、日本語および日本事情、日本文化に関する科目を置く。

(授業科目および単位数)

第10条 日本語日本文学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－1、第Ⅰ－2、第Ⅰ－3、第Ⅰ－4－1および別表第Ⅰ－4－2のとおりとする。

歴史学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－1、第Ⅰ－2、第Ⅰ－3、第Ⅰ－5－1、第Ⅰ－5－2のとおりとする。

歴史遺産学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－1、第Ⅰ－2、第Ⅰ－3および別表第Ⅰ－6のとおりとする。

国際英語学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－1、第Ⅰ－2、第Ⅰ－3、第Ⅰ－7のとおりとする。

児童教育学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－1、第Ⅰ－2、第Ⅰ－3、第Ⅰ－8－1および第Ⅰ－8－2のとおりとする。

経営学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－1、第Ⅰ－2、第Ⅰ－3、別表第Ⅰ－9のとおりとする。

都市環境デザイン学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－1、第Ⅰ－2、第Ⅰ－3、別表第Ⅰ－10のとおりとする。

看護学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－11のとおりとする。

心理学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－12のとおりとする。

理学療法学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－13のとおりとする。

作業療法学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－14のとおりとする。

救急救命学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－15のとおりとする。

臨床検査学科の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－16のとおりとする。

心理学科（通信教育課程）の授業科目および単位数は、別表第Ⅰ－17のとおりとする。

第6章 履修方法

(授業日数)

第11条 毎学年の授業日数は、35週以上とする。

(授業の方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の認定)

第13条 授業科目の履修は単位制とし、単位は、試験によるほか、平素の成績を考慮して認定する。成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第13条の2 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の学修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、再入学の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、第13条の2第1項および第2項ならびに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(その細則)

第13条の5 前3項の規定による単位認定の方法については別に定める。

(履修の方法)

第14条 学生は、所属の学部、学科およびコースによって、それぞれ次の授業科目を履修し、文学部生、発達教育学部生は、合計125単位以上、国際英語学部生、現代ビジネス学部生、看護学部生および健康科学部生は、合計124単位以上を修得しなければならない。

基礎教育科目群

<学部学科>

<必修>

文学部

日本語日本文学科

10単位

歴史学科

14単位

歴史遺産学科

10単位

国際英語学部

国際英語学科

6単位

発達教育学部

児童教育学科

12単位

現代ビジネス学部

経営学科

14単位

都市環境デザイン学科

14単位

教養教育科目群、キャリア教育科目群

<学部学科コース>

<必修>

<選択>

文学部

日本語日本文学科

日本語日本文学コース

9単位

44単位

書道コース

9単位

44単位

歴史学科

日本史コース

9単位

32単位

世界史コース

9単位

32単位

歴史遺産学科

9単位

36単位

国際英語学部

国際英語学科

7単位

22単位

発達教育学部

児童教育学科

児童教育コース

3単位

22単位

幼児教育コース

3単位

22単位

現代ビジネス学部		
経営学科	5単位	27単位
都市環境デザイン学科	5単位	27単位
専門教育科目群		
<学部学科コース>	<必修>	<選択>
文学部		
日本語日本文学科		
日本語日本文学コース	38単位	24単位
書道コース	34単位	28単位
歴史学科		
日本史コース	28単位	42単位
世界史コース	28単位	42単位
歴史遺産学科	30単位	40単位
国際英語学部		
国際英語学科	41単位	48単位
発達教育学部		
児童教育学科		
児童教育コース	58単位	30単位
幼児教育コース	41単位	47単位
現代ビジネス学部		
経営学科	26単位	52単位
都市環境デザイン学科	22単位	56単位
<学部学科>	<必修>	<選択>
看護学部		
看護学科		
区分1	16単位	12単位
区分2	10単位	
区分3	5単位	
区分4	12単位	
区分5	7単位	
区分6	4単位	2単位
区分7	16単位	
区分8	27単位	

区分9

11単位

区分6または区分9から2単位以上選択必修

<学部学科>	<必修>	<選択>
健康科学部		
心理学科		
基礎分野	11単位	25単位
専門分野	36単位	52単位
理学療法学科		
基礎分野	16単位	10単位
専門基礎分野	30単位	
専門分野	60単位	8単位
作業療法学科		
基礎分野	16単位	8単位
専門基礎分野	32単位	
専門分野	66単位	2単位
救急救命学科		
基礎分野	11単位	20単位
基礎医学領域	12単位	
救急医学領域	60単位	
専門関連科目		5単位
総合演習	4単位	6単位
キャリア開発演習	6単位	
臨床検査学科		
基礎分野	15単位	13単位
専門基礎分野	24単位	2単位
専門分野	64単位	6単位
心理学科（通信教育課程）		
基礎分野	10単位	26単位
専門分野	20単位	68単位

日本語教員養成科目

別表第Ⅱ－１のとおり、日本語教員養成として46単位を履修することができる。

外国人留学生は、基礎教育科目群および教養教育科目群の一部として、日本語および日本事情科目16単位、日本文化演習4単位を履修することができる。

(資格取得)

第15条 卒業後の資格取得のために、次の科目を設ける。

1) 教職に関する科目

教育職員免許状授与の資格を得ようとする者は、教育職員免許法の定めるところにより所要科目の単位を修得しなければならない。(別表第Ⅱ—2・第Ⅱ—3・第Ⅱ—4)

なお、認定こども園法の改正に伴う幼稚園教諭免許状の特例に関する科目を置く。

(別表第Ⅱ—3—2)

文学部

日本語日本文学科 国語(中学校1種、高等学校1種) 書道(高等学校1種)

歴史学科 社会(中学校1種) 地理歴史(高等学校1種)

歴史遺産学科 社会(中学校1種) 地理歴史(高等学校1種)

国際英語学部

国際英語学科 英語(中学校1種、高等学校1種)

発達教育学部

児童教育学科 小学校1種、幼稚園1種

現代ビジネス学部

経営学科 社会(中学校1種) 公民(高等学校1種)

都市環境デザイン学科 社会(中学校1種) 公民(高等学校1種)

看護学部

看護学科 養護教諭1種

健康科学部

心理学科(通信教育課程を除く) 公民(高等学校1種)

2) 司書の資格を得させるための科目

司書の資格を得ようとする者は、図書館法に基づき、本学の定めるところにより、別表Ⅱ—5に定める科目を履修しなければならない。

3) 学校図書館司書教諭の資格を得させるための科目

司書教諭の資格を得ようとする者は、第1号に定める科目を履修するほか別表Ⅱ—6に定める科目を履修しなければならない。

4) 博物館学芸員の資格を得させるための科目

博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法の定めるところにより所要科目の単位を修得しなければならない。(別表Ⅱ—7)

5) 社会教育主事の資格を得させるための科目

社会教育主事の資格を得ようとする者は、社会教育法の定めるところにより、所要科目の単位を修得しなければならない。(別表Ⅱ—8)

6) 保育士の資格を得させるための課程（保育士養成課程）

発達教育学部児童教育学科幼児教育コースにおいて保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の定めるところにより、所要科目の単位を修得しなければならない。（別表Ⅱ－9）

なお、認定こども園法の改正に伴う保育士免許状の特例に関する科目を置く。（別表Ⅱ－9－2）

（保健師助産師看護師国家試験受験資格）

第15条の2 看護学部看護学科の学生で看護師、保健師および助産師国家試験受験資格を得ようとする者は、第17条の規定によるほか、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

（理学療法士国家試験受験資格）

第15条の3 健康科学部理学療法学科においては、理学療法士および作業療法士法に規定する学校として指定を受けた科目を第17条の規定により履修することによって、理学療法士の国家試験受験資格を得ることができる。

（建築士試験受験資格）

第15条の4 現代ビジネス学部都市環境デザイン学科において一級建築士ならびに二級建築士および木造建築士試験の受験資格を得ようとする者は、第17条の規定によるほか、建築士法第14条第1号、第15条第1号に基づき本学が指定を受けた所要科目の単位を修得しなければならない。なお、建築士試験受験資格に係る所要単位は別に定める。

（救急救命士国家試験受験資格）

第15条の5 健康科学部救急救命学科においては、救急救命士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けた科目との読み替えを認められた本学科目を、第17条の規定により履修することによって、救急救命士の国家試験受験資格を得ることができる。

（作業療法士国家試験受験資格）

第15条の6 健康科学部作業療法学科においては、理学療法士および作業療法士法に規定する学校として指定を受けた科目を第17条の規定により履修することによって、作業療法士の国家試験受験資格を得ることができる。

（臨床検査技師国家試験受験資格）

第15条の7 健康科学部臨床検査学科においては、臨床検査技師等に関する法律に規定する学校として指定を受けた科目を第17条の規定により履修することによって、臨床検査技師の国家試験受験資格を得ることができる。

（公認心理師国家試験受験資格）

第15条の8 健康科学部心理学科（通信教育課程を含む）において公認心理師の受験資格を得ようとする者は、第17条の規定によるほか、公認心理師法第7条第1号、同第2号

に基づき本学が指定を受けた所要科目の単位を修得しなければならない。なお、公認心理師受験資格に係る所要単位は別に定める。

(単位の計算方法)

第16条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

授業科目の単位数は45時間の学修を必要とする内容をもつて1単位とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本大学が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、諸資格の取得に関して法令により定められた授業科目の単位の算定基準については、別に定めることができる。

(通信教育課程における単位の計算方法)

第16条の2 通信教育課程の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 1) 印刷教材により学修する2単位の授業は、「2時間の予習＋2時間の学習＋2時間の復習」を計15週に相当する内容を実施する。学習の中間と終了後に、単位修得試験またはレポート課題を採点し、合格者に対して「単位修得科目」として認定する。
- 2) メディア授業により履修する2単位については、15時間のメディア授業と授業の予習・復習の学習時間を合わせ、授業の中間と終了後に単位修得試験またはレポート課題を採点し、合格者に対して「単位修得科目」として認定する。
- 3) 面接授業により履修する2単位については、15時間の面接授業と授業の予・復習の学習時間を合わせ、授業の中間と終了後に単位修得試験またはレポート課題を採点し、合格者に対して「単位修得科目」として認定する。

第7章 卒業および学士の学位

(卒業および学位)

第17条 本学に4年(第25条、第26条および第28条までの規定により入学した者はそれぞれ別に定める年数)以上在学し、所定の授業科目を履修して、その単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

文学部日本語日本文学科、歴史学科、歴史遺産学科を卒業した者には学士(文学)の、

国際英語学部国際英語学科を卒業した者には学士（国際英語）の、発達教育学部児童教育学科を卒業した者には学士（児童教育学）の、現代ビジネス学部経営学科を卒業した者には学士（経営学）の、現代ビジネス学部都市環境デザイン学科を卒業した者には学士（都市環境デザイン学）の、看護学部を卒業した者には学士（看護学）の、健康科学部心理学科を卒業した者には学士（心理学）の、健康科学部理学療法学科を卒業した者には学士（理学療法学）の、健康科学部作業療法学科を卒業した者には学士（作業療法学）の、健康科学部救急救命学科を卒業した者には学士（救急救命学）の、健康科学部臨床検査学科を卒業した者には学士（臨床検査学）の学位を授与する。

第8章 入学

（入学の時期）

第18条 入学の時期は、前期の始めとする。

2 前項にかかわらず、教育上支障がないとき、後期の始めに入学することができる。

（入学資格）

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- 1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- 2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 6) 文部科学大臣の指定した者
- 7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 8) その他本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学願）

第20条 本学に入学を志願する者は、所定の期日まで入学願書の提出、その他必要な手続きをしなければならない。

（入学試験）

第21条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続)

第22条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書および保証書の提出、その他必要な手続きをしなければならない。

(入学許可)

第23条 前条の入学手続を完了した者に対しては、入学を許可する。

(保証人)

第24条 保証人は、父母またはこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

学生が保証人を変更しようとするときは、新旧保証人の連署をもって、また保証人に住所氏名等の変更があったときは、その旨を直ちに届け出なければならない。

(転入学)

第25条 他大学から本学に転学を希望する者があるときは、本学に欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

(編入学)

第26条 本学に編入学を希望する者があるときは、本学に欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

2 健康科学部心理学科、心理学科通信教育課程については、3年次編入学を許可することができる。

3 編入学することができる者は、次の各号の一つに該当する資格を有する者とする。

- 1) 他大学を卒業した者または1年次、2年次を修了した者
- 2) 短期大学を卒業した者
- 3) 高等専門学校を卒業した者
- 4) 文部科学大臣の定めた基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- 5) 文部科学大臣の定めた基準を満たす高等学校等の専攻科の課程を修了した者
- 6) その他同等以上の資格を有する者

(単位の認定)

第27条 前2条の規定により転入学または編入学を許可された者の、前に在学した大学における履修科目とその単位については、その一部または、全部を本学における授業科目および単位数として換算または認定することができる。

(その細則)

第27条の2 前2条の規定による単位認定の方法については別に定める。

(再入学)

第28条 本学学則第34条により退学した者および第39条第1項第1号もしくは第2号または第3号により除籍した者が、再入学を願い出た場合許可することができる。

(その細則)

第28条の2 再入学に関する規程は、別に定める。

第9章 転学、転科、休学および退学

(転出学)

第29条 本学から他の大学に転学を希望する者があるときは、学長の許可を受けなければならない。

(転学部、転学科等)

第30条 転学部、転学科、転コースおよび転課程は原則として許可しない。ただし、特別の事情があるときは、学年の始めに限り選考の上これを許可することができる。

2 転学部、転学科、転コースおよび転課程に関する取り扱いは別にこれを定める。

(休学)

第31条 病気その他やむを得ない事由により、引続き6ヶ月以上欠席しようとする者は、保証人連署の上願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気の場合は医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第32条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り休学することができる。通算して休学できる期間は4年以内とする。休学の期間は在学の期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第33条の2 学生が第13条の2第2項に規定する留学(以下「留学」という)をする場合、保証人が連署した留学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 留学の期間は、在学の期間に算入する。

3 留学に関する取扱は別にこれを定める。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、その理由を具して、保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない

(在学限度)

第35条 在学期間は、通算8年を超えることができない。

2 編入学を許可された者の在学期間は、2年次編入学の場合通算7年、3年次編入学の場合通算6年を超えることができない。

第10章 入学検定料、入学金および授業料

(入学検定料)

第36条 本学に入学を志望する者は、入学願書に添えて別表Aに定める入学検定料を納めなければならない。

2 入学検定料に関する規程は、別に定める。

(入学金)

第37条 入学を許可されたものは、所定の期日までに別表Bに定める入学金を納入しなければならない。

2 入学金を納めないときは、入学の許可を取り消すことができる。

3 入学金に関する規程は、別に定める。

(授業料)

第38条 学生は、別表Bに定める授業料を納入しなければならない。

2 授業料およびその他の学費に関する規程は、別に定める。

3 第1項の定めにかかわらず、本則第18条第2項に定める学生の授業料は別に定める規程によるものとする。

(除籍)

第39条 次の場合、除籍することができる。

- 1) 授業料およびその他の学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- 2) 授業料およびその他の学費が未納で受講登録をしていない者
- 3) 休学者で休学期間終了日までに復学願、退学願または休学願を未提出の者
- 4) 休学期間が通算して4年を超える者
- 5) 在学期間が所定の年数を超える者
- 6) 外国人留学生で、法に定める在留資格を得られない者
- 7) 入学手続完了者で、受講登録をせずかつ修学の意味がない者
- 8) 死亡届のあった者

2 除籍に関する規程は、別に定める。

(復籍)

第39条の2 本学学則第39条第1項第1号もしくは第2号または第3号により除籍となったものが、復籍を願い出た場合、許可することができる。

2 復籍に関する規程は、別に定める。

第39条の3 削除

(授業料等の返還)

第40条 既納の入学検定料・入学金・授業料およびその他の学費は返還しない。ただし、授業料およびその他の学費については入学を辞退する旨の申し出があった場合に限り返還することがある。

(授業料等の延納)

第41条 授業料およびその他の学費を延納しなければならない事情があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を受けなければならない。

(休学中等の学費)

第42条 休学期間中は授業料およびその他の学費を徴収しない。ただし、休学の始めまたは終わりの日の属する納期分はこの限りでない。

第42条の2 留学期間中の学費の扱いは別に定める。

(授業料の貸与)

第43条 成績優秀にして学資の支弁が極めて困難な者には、授業料を貸与することができる。

第11章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人学生

(科目等履修生)

第44条 本学における授業科目の一部を選択履修しようとする者があるときは、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

(科目等履修生の選考料、登録料および履修料)

第44条の2 科目等履修生として入学を希望する者は入学願書に添えて選考料を納めなければならない。

2 選考の結果科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに登録料および履修料を納めなければならない。

3 前年度から引続いて履修を希望する者および本学卒業生に対しては、第1項の選考料は免除する。

4 所定の期日までに登録料および履修料を納付しない場合、入学を取り消すことができる。

(科目等履修生に対する準用条項)

第44条の3 科目等履修生には第1条から第3条まで、第7条から第9条まで、第12条、第16条、第20条および第24条を準用する。

(その細則)

第44条の4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人学生)

第45条 外国人で入学を志望する者があるときは、選考の上外国人学生として入学を許可することができる。

(外国人学生に対する準用条項)

第45条の2 外国人学生には、第1条から第4条まで、第6条から第14条まで、第16条から第27条まで、第30条から第43条まで、第49条および第50条を準用する。

(その細則)

第46条 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第46条の2 本学における授業科目の一部を選択履修しようとする者があるときは、選考の上聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条の3 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき当該他の大学または短期大学に在学する者で、本学の授業科目を履修し、その単位を修得しようとする者(以下「特別聴講学生」という。)に対し、当該授業科目の履修を許可することができる。

(外国の大学または短期大学)

第46条の4 前項の規程は、外国の大学または短期大学に在学する者で、本学に留学する場合に準用する。

(特別聴講学生の授業料等)

第46条の5 特別聴講学生に係る授業料等については、本学とその者が在学する大学または短期大学との協議により定める。

(特別聴講学生に対する準用条項)

第46条の6 特別聴講学生には、第2条から第3条まで、第7条から第9条、第12条、第16条および第24条を準用する。

(その細則)

第46条の7 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第47条 本学は、臨時に公開講座を開設することができる。

(その細則)

第48条 公開講座に関する規程は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第49条 本学学生で特に他の学生の模範とすべき篤行のある者は、教授会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第50条 本学学生が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行うことができる。

懲戒は、訓告、停学および退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一つに該当する学生に対してのみ行うことができる。

- 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3) 正当な理由なくして出席常でない者
- 4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 職員組織

(職員)

第51条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手ならびに事務職員、教務職員、技術職員およびその他の職員を置く。

(役職)

第51条の2 本学に学長、副学長、部長、学部長、館長、所長等を置く。

2 学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり、教職員を統括する。

(大学評議会)

第52条 本学に大学評議会を置く。

評議会は、次に掲げる職員で組織する。

- 1) 学長（議長）
- 2) 副学長
- 3) 教務部長、学生部長、入学部長、学術情報部長
- 4) 学部長
- 5) 研究科長
- 6) 総合教育センター長、教養教育推進室長、グローバル教育推進室長
- 7) 総合研究センター長、地域連携センター長、女性歴史文化研究所長、看護学部看護異文化交流・社会連携推進センター長
- 8) 各学部より選出された教授各4名
- 9) 大学事務局長（幹事）

(大学評議会の任務)

第52条の2 大学評議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- 1) 学生の入学および卒業に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 大学の機構、組織および制度に関する事項
- 4) 教員の人事のうち教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 5) 全学の教育課程の編成に関する事項

- 6) 学生補導および身分に関する重要な事項
 - 7) その他、学長が大学評議会の意見を聞くことが必要と定める事項
- 2 前項に定めるもののほか、大学評議会が審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる事項については、別に定める。
- 3 通信教育課程に関する審議事項については別に定める。

(学部教授会)

第53条 本学に学部教授会を置く。

学部教授会は、学部長（議長）、学部の教授、准教授、専任講師および助教をもって組織する。

(学部教授会の任務)

第53条の2 学部教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- 1) 学生の卒業に関する事項
 - 2) 教員の人事のうち教員の教育研究業績の審査に関する事項
 - 3) 学部諸規程の改廃に関する事項
 - 4) 学部の教育課程に関する事項
 - 5) その他、学長が学部教授会の意見を聞くことが必要と定める事項
- 2 前項に定めるもののほか、学部教授会が審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる事項については、別に定める。
- 3 通信教育課程に関する審議事項については別に定める。

第53条の3 本学に通信教育課程委員会を置く。通信教育課程委員会に関する規程は別に定める。

第15章 附属施設ならびに教育研究機関

(図書館)

第54条 本学に附属図書館を置く。

附属図書館に関する規程は、別に定める。

(総合教育センター)

第54条の2 本学に総合教育センター(欧文名称:General Education Center)を置く。

総合教育センターに関する規程は、別に定める。

- 2 総合教育センターは、次の各号に定める組織で構成する。
- 1) 教養教育推進室
 - 2) グローバル教育推進室

教養教育推進室、グローバル教育推進室に関する規程は、別に定める。

(総合学術推進機構)

第54条の3 本学に総合学術推進機構（欧文名称：Organization for Academic Research Promotion）を置く。

総合学術推進機構に関する規程は、別に定める。

2 総合学術推進機構は、次の各号に定める組織で構成する。

- 1) 総合研究センター
- 2) （削除）
- 3) 女性歴史文化研究所
- 4) （削除）

総合研究センター、女性歴史文化研究所に関する規程は別に定める。

第54条の4 本学に看護教育研修センター（欧文名称：Center for Professional Development in Nursing）を置く。

看護教育研修センターに関する規程は、別に定める。

第54条の5 本学に地域連携推進機構（欧文名称：Organization for Regional Collaboration）を置く。

地域連携推進機構に関する規程は別に定める。

2 地域連携推進機構に地域連携センターをおく。地域連携センターに関する規程は別に定める。

第54条の6 本学に看護異文化交流・社会連携推進センター（欧文名称：Center for Cross-cultural Nursing and the Promotion of External Relations）を置く。

看護異文化交流・社会連携推進センターに関する規程は別に定める。

第54条の7 削除

第54条の8 本学に心理臨床センター（欧文名称：Center for Clinical Psychology）を置く。

心理臨床センターに関する規程は、別に定める。

第54条の9 本学に理学療法教育研修センター（欧文名称：Center for Professional Development in Physical Therapy）を置く。

理学療法教育研修センターに関する規程は、別に定める。

（寄宿舎）

第55条 本学に寄宿舎を設置し、学生の希望者を入舎せしめ、本学の理想実現のための有用な一機関とする。

寄宿舎に関する規程は、別に定める。

（医務室）

第56条 本学に医務室を置き、教職員および学生の健康管理を行なう。

第16章 補則

(細則)

第57条 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。

第58条 この学則の改廃は、大学評議会の議を経て、理事会が行う。

2 前項にかかわらず、第52条から第53条の3までに定める事項については、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

附 則 (施行)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程の設定、昭和43年2月19日受理)

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (学校図書館司書教諭および博物館学芸員に関する科目増設に伴い学則の一部変更、昭和44年3月26日受理)

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (司書に関する科目増設に伴い学則の一部変更、昭和47年3月16日受理)

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (学科名の一部変更、授業科目の新設、履修の方法の一部変更、授業料の変更および教授会組織の変更、昭和47年3月26日受理)

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (入学料の変更および授業料の変更、昭和48年3月12日受理)

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (授業科目の新設、履修の方法の一部変更および教職専門科目の項目語句追加による変更、昭和48年3月30日受理)

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (国民の祝日の語句追加による変更、入学検定料の変更、教職専門科目の語句追加による変更、および書道教諭に関する科目の新設による変更、昭和49年3月2日受理)

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、「入学検定料」の変更については、昭和49年度に入学志願する者から適用する。

附 則 (入学料の変更、および授業料の変更、昭和49年12月5日受理)

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (入学検定料、入学料の変更、および授業料等の返還、昭和49年12月8日受理)

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、「入学検定料」の変更については、

昭和51年度に入学志願する者から適用する。

附 則（入学検定料の改正、昭和52年4月7日受理）

この学則は、昭和51年12月1日から施行し昭和52年度の入学志願者から適用する。

附 則（保証人、転入学、編入学の規程改正、昭和52年4月7日受理）

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（入学検定料の改正、昭和53年4月18日受理）

この学則は、昭和53年1月1日から施行し昭和53年度の入学志願者から適用する。

附 則（授業料の変更、昭和53年7月24日受理）

この学則は、昭和53年1月1日から施行し昭和53年度の入学者から適用する。

附 則（聴講生、外国人学生に関する改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（入学検定料の改正、昭和55年5月2日受理）

この学則は、昭和55年1月1日から施行し昭和55年度の入学志願者から適用する。

附 則（入学資格の追加、通算休学期間の設定、昭和55年5月2日受理）

この学則は、昭和55年1月21日から施行し昭和55年度の入学者から適用する。

附 則（入学資格の一部改正、昭和55年8月12日受理）

この学則は、昭和55年7月から施行する。

附 則（授業料の変更、昭和56年4月7日受理）

この学則は、昭和56年2月1日から施行し昭和56年度の入学者から適用する。

附 則／（授業科目および単位数の変更、昭和57年11月11日受理）／（授業料の変更）／

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（授業科目および単位数の変更）

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（授業科目および単位数の変更）

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（入学料の変更および授業料の変更）

この学則は、昭和59年2月1日から施行し、昭和59年度の入学者から適用する。

附 則（授業科目および単位数の変更と資格取得変更）

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（入学定員の変更）

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（教育職員養成課程の聴講生の追加、再入学に関する改正）

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（入学検定料、入学料、授業料の変更および転入学の一部変更）

この学則は、昭和62年11月1日から施行し、昭和63年度の入学者から適用する。

附 則（授業科目および単位数の変更）

この学則は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度の入学者から適用する。

附 則（大学名の変更）

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（入学料および授業料の変更）

この学則は、昭和63年11月1日から施行し、平成1年度の入学者から適用する。

附 則（入学資格および授業科目、単位数の変更）

この学則は、平成1年4月1日から施行し、平成1年度の入学者から適用する。

附 則（入学検定料および授業料の変更）

この学則は、平成1年11月1日から施行し、平成2年度の入学者から適用する。

附 則（教員免許資格取得の変更）

この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度の入学者から適用する。

附 則（授業料の変更）

この学則は、平成2年11月1日から施行し、平成3年度の入学者から適用する。

附 則（学期の期間の変更および外国人学生の準用条項の変更）

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（教員免許資格取得の変更）

この学則は、平成3年4月1日から施行し、平成2年度の入学者から適用する。

附 則（入学定員の臨時的変更）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、学則第5条の規程にかかわらず平成4年から平成11年の間の入学定員を次のとおりに変更する。

英語英文学科入学定員 140名

国文学科入学定員 130名

歴史学科入学定員 130名

合計入学定員 400名

附 則（学位の称号授与）

この学則は、平成3年7月1日から施行し、平成3年度の卒業生から適用する。

附 則（授業料の変更）

この学則は、平成3年11月1日から施行し、平成4年度の入学者から適用する。

附 則（授業科目区分および資格取得に関する授業科目の変更）

この学則は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度の入学者から適用する。

附 則（入学検定料、入学料、授業料の変更）

この学則は、平成4年11月1日から施行し、平成5年度の入学者から適用する。

附 則（大学自己点検・評価制度の実施、科目等履修生制度の実施、女性歴史文化研究所および外国語教育研究センター開設に関する学則の変更）

この学則は、平成5年2月19日から施行する。

附 則（学生定員、入学資格、入学検定料、入学料、授業料等の改訂）

この学則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則（他の大学または短期大学における授業科目の履修等、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位等の認定、創設）

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（入学検定料、授業料の改訂）

この学則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（編入学資格の改訂）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（授業料の改訂）

この学則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（教育課程の改訂、社会教育主事関係科目の増設および日本語教員養成副専攻科目の設置、学期名、休業日の変更、入学時期の変更）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（文化財学科に関する変更）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（入学定員の臨時的変更）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、学則第5条の規程にかかわらず平成9年から平成11年の間の入学定員を次のとおりに変更する。

英語英文学科入学定員 130名

国文学科入学定員 120名

歴史学科入学定員 120名

文化財学科入学定員 60名

合計入学定員 430名

附 則（資格課程の改訂等）

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（文化財学科教育職員養成課程の設置）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（全学共通教養科目の追加および既修得単位の認定方法等について）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（教育課程の改訂、学校図書館司書教諭科目の改訂）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（学科名称の変更）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（入学定員の臨時的変更）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。但し学則第5条の規定にかかわらず平成12年から平成16年の間の入学定員を次のとおりとする。

平成12年度	英語コミュニケーション学科	入学定員	126名	収容定員	504名
	日本語日本文学科	入学定員	117名	収容定員	468名
	歴史学科	入学定員	117名	収容定員	468名
	文化財学科	入学定員 2年次編入	60名 3名	収容定員	249名
	合計	入学定員	420名	収容定員	1,689名

平成13年度	英語コミュニケーション学科	入学定員	122名	収容定員	488名
	日本語日本文学科	入学定員	114名	収容定員	456名
	歴史学科	入学定員	114名	収容定員	456名
	文化財学科	入学定員 2年次編入	60名 3名	収容定員	249名
	合計	入学定員	410名	収容定員	1,649名

平成14年度	英語コミュニケーション学科	入学定員	118名	収容定員	472名
	日本語日本文学科	入学定員	111名	収容定員	444名
	歴史学科	入学定員	111名	収容定員	444名
	文化財学科	入学定員 2年次編入	60名 3名	収容定員	249名
	合計	入学定員	400名	収容定員	1,609名

平成15年度	英語コミュニケーション学科	入学定員	114名	収容定員	456名
	日本語日本文学科	入学定員	108名	収容定員	432名

	歴史学科	入学定員	108名	収容定員	432名
	文化財学科	入学定員	60名	収容定員	249名
		2年次編入	3名		
	合計	入学定員	390名	収容定員	1,569名

平成16年度	英語コミュニケーション学科	入学定員	110名	収容定員	440名
	日本語日本文学科	入学定員	105名	収容定員	420名
	歴史学科	入学定員	105名	収容定員	420名
	文化財学科	入学定員	60名	収容定員	249名
		2年次編入	3名		
	合計	入学定員	380名	収容定員	1,529名

附 則（教員免許資格取得の変更等）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（文化政策学部に関する変更等）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（文化政策学部文化政策学科教育職員養成課程の設置）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（入学定員の臨時的定員の延長申請の変更）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（教育課程の改訂等）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（設置基準改正にともなう単位認定の変更）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（文化政策研究センターの設置）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（省庁再編にともなう名称変更）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（復籍に関する改訂）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（休学期間中等の学費の扱いに関する改訂）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（大学入試センター試験受験者等の検定料の改訂）

この学則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（入学検定料、文化政策研究センターを大学附置とする改訂）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（入学料および授業料の改定）

この学則は、平成16年11月1日から施行し、平成17年4月入学生から適用する。

附 則（名称変更、男女共学、看護学部設置、文化政策学部現代マネジメント学科開設、教育課程の改訂、入学定員の変更、資格課程の改訂、編入学年次等の改訂、職員組織の変更、言語教育センターの設置に伴う改訂）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。また、編入学定員については、文学部文化財学科編入学定員2年次3名および文化政策学部文化政策学科編入学定員2年次20名は平成17年度より廃止し、文学部日本語日本文学科編入学定員3年次5名、文化政策学部文化政策学科編入学定員3年次5名、文化政策学部現代マネジメント学科編入学定員3年次5名および看護学部看護学科編入学定員3年次15名については、平成19年度より施行する。

附 則（看護学部看護学科、文化政策学部現代マネジメント学科教育職員養成課程の設置）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（教育課程の改訂等）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（転学部等に関する改訂）

この学則は、平成17年11月9日から施行する。

附 則（教育課程の改訂等）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（入学検定料の改訂）

この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成19年4月入学生から適用する。

附 則（授業料の改訂）

この学則は、平成18年11月1日から施行し、平成19年4月入学生から適用する。

附 則（看護教育研修センターの設置）

この学則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（文学部児童教育学科開設、入学定員の変更、児童教育学科教育職員養成課程の設置、児童教育学科保育士養成課程の設置および定員設定、職員組織の一部改訂、教育課程の改訂）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（教育保育支援センターの設置）

この学則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（学部・学科の目的明示、現代ビジネス学部の改組、入学定員の変更、職員組

織の一部改訂、教育課程の改訂)

この学則は、平成20年4月1日から適用する。

第2条、第3条、第5条、第9条、第10条、第14条、第15条、第17条、第26条、第37条、第38条の改正は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。

文化政策学部文化政策学科ならびに文化政策学部現代マネジメント学科について、改正後の学則に関わらず、両学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (現代ビジネス学部の改組による編入学生への学則の適用)

この学則は、平成20年4月1日から適用する。

平成20年度編入学生(看護学部看護学科3年次編入学生除く)については、第2条、第3条、第5条、第9条、第10条、第14条、第15条、第17条、第26条の改正は、なお従前の例による。

平成20年度看護学部看護学科3年次編入学生については、第2条、第3条、第9条、第10条、第14条、第15条、第17条、第26条の改正は、なお従前の例による。

平成21年度3年次編入学生(看護学部看護学科除く)については、第2条、第3条、第5条、第9条、第10条、第14条、第15条、第17条、第26条の改正は、なお従前の例による。

平成21年度看護学部看護学科3年次編入学生については、第2条、第3条、第9条、第10条、第14条、第15条、第17条、第26条の改正は、なお従前の例による。

附 則 (看護学部看護学科教育課程の改訂)

この学則は、平成21年4月1日入学生から適用する。

附 則 (単位の計算方法、再入学、除籍、教育課程の改訂)

この学則は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (文学部の改組による人間発達学部の設置、入学定員および編入学定員の変更、教育課程の改訂、歴史学科教職課程高等学校教諭公民科取り下げ、英語コミュニケーション学科授業料の改訂)

この学則は、平成22年4月1日から適用する。ただし、学則第5条に定める収容定員にかかわらず、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間の各学部学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	22年度	23年度	24年度	25年度
文学部	英語コミュニケーション学科	120名	80名	40名	0名
	日本語日本文学科	250名	260名	270名	280名
	編入(3年次)	10名	10名	10名	10名

	歴史学科	360名	360名	360名	360名
	文化財学科	200名	200名	200名	200名
	児童教育学科	300名	200名	100名	0名
	計	1,240名	1,110名	980名	850名
人間発達学部	児童教育学科	120名	240名	360名	480名
	英語コミュニケーション学科	50名	100名	150名	200名
	計	170名	340名	510名	680名
文化政策学部	文化政策学科	100名	0名	0名	0名
	編入（3年次）	5名	0名	0名	0名
	現代マネジメント学科	80名	0名	0名	0名
	編入（3年次）	5名	0名	0名	0名
	計	190名	0名	0名	0名
現代ビジネス学部	現代マネジメント学科	370名	500名	510名	520名
	編入（3年次）	5名	10名	10名	10名
	都市環境デザイン学科	390名	520名	520名	520名
	編入（3年次）	5名	10名	10名	10名
	計	770名	1,040名	1,050名	1,060名
看護学部	看護学科	355名	370名	375名	380名
	編入（3年次）	5名	0名	0名	0名
	計	360名	370名	375名	380名
合 計		2,730名	2,860名	2,915名	2,970名

附 則（人間発達学部児童教育学科、同英語コミュニケーション学科教育職員養成課程の設置、教員免許資格取得の変更、保育士に関する科目の変更）

この学則は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（ベーシックスキル科目の変更、日本語教員養成科目の変更、教員免許資格取得の変更、社会教育主事科目の変更）

この学則は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（ベーシックスキル科目の変更、人間発達学部児童教育学科教育課程の改定、保育士に関する科目の改定）

この学則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（現代ビジネス学部都市環境デザイン学科教育課程の改定）

この学則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（文学部歴史学科および人間発達学部英語コミュニケーション学科教育課程の

改定)

この学則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (学科名称の変更、教育課程の改定他)

この学則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (入学検定料、入学料・授業料等の別表化)

この学則は、平成23年11月1日から施行し、平成24年4月入学生から適用する。

附 則 (健康科学部の設置他)

この学則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (健康科学部心理学科〔通信教育課程を除く〕教育職員養成課程の設置他)

この学則は、平成24年4月1日より適用する。

附 則 (日本語教員養成、司書に関する科目、学芸員に関する科目の改定他)

この学則は、平成24年4月1日より適用する。

ただし、司書に関する科目、博物館学芸員に関する科目については、平成23年度入学生より適用する。

附 則 (教育課程の改定)

この学則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (日本語教員養成科目、司書に関する科目、博物館学芸員に関する科目の改定他)

この学則は、平成24年4月1日より施行する。ただし、司書に関する科目、博物館学芸員に関する科目については、平成23年度入学生より適用する。

附 則 (大学評議会構成、教育研究組織の改定等他)

この学則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (大学評議会および学部教授会における審議事項の変更)

この学則は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (総合教育センターにグローバル教育推進室を置くことに伴う改定、大学評議会の構成を変更する改定)

この学則は、平成24年10月22日から適用する。

附 則 (学生の除籍、再入学ならびに復籍に関する規定の改定)

この学則は、平成24年12月1日から適用する。

附 則 (教育課程の改定他)

この学則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (心理臨床センターの設置)

この学則は、平成25年7月1日から適用する。

附 則 (教育課程の改定、日本語日本文学科専門科目履修単位数の変更による改定、

保育士養成課程が人間発達学部児童教育学科幼児教育コースに認定されていることの明示による改定、建築士受験資格の明示による改定、地域を志向する大学であることを広く社会に宣言するための改定、認定こども園法の改正に伴う改定、機構の変更による改定他)

この学則は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（人間発達学部児童教育学科の入学定員、収容定員の変更）

この学則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（現代ビジネス学部の改組、収容定員の変更）

この学則は、平成27年4月1日から適用する。

第3条、第5条、第10条、第14条、第15条、第17条、第26条の改正は、平成27年度入学生から適用し、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（看護学部看護学科の教育課程の改定）

この学則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（改正学校教育法等の施行に伴う改定、総合教育センターの組織変更、健康科学部の学科記載順序の変更）

この学則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（健康科学部に救急救命学科を設置、健康科学部心理学科の収容定員の変更、学費の改定）

この学則は、平成28年4月1日から適用する。

ただし、第14条および第17条の規定については、平成28年度の入学生より適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（健康科学部心理学科の教育課程の改定）

この学則は、平成28年4月1日から適用する。別表第12および別表第15の改定は、平成28年度の入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（現代ビジネス学部都市環境デザイン学科および看護学部看護学科教育課程の改定）

この学則は、平成27年5月1日から適用する。別表第3および別表第18の改定は、平成27年度の入学生から適用し、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（健康科学部理学療法学科の教育課程の改定）

この学則は、平成28年4月1日から適用する。別表第13の改定は、平成28年度の入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（文学部歴史学科の教育課程の改定）

この学則は、平成28年4月1日から適用する。第14条および、別表第1、第2、第4—1、第4—2、第5—1、第5—2、第5—3、第6、第19、第22、第26の改正は、平成

28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（人間発達学部児童教育学科の教育課程の改定、看護異文化交流・社会連携推進センターの名称変更、理学療法教育研修センターの設置）

この学則は、平成28年4月1日から適用する。第14条および、別表第7—1、第7—2、第18、第19の改定は、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（人間発達学部改組による国際英語学部および発達教育学部の設置、収容定員の変更、教育課程の改定、教育職員養成課程の改定他）

この学則は、平成29年4月1日から適用する。

2 第2条、第2条の2、第3条、第3条の2、第5条、第9条、第10条、第14条、第15条、第17条の改正は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。人間発達学部英語コミュニケーション学科、人間発達学部児童教育学科について、改正後の学則にかかわらず、在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

附 則（文学部の教育課程の改定、救急救命学科の目的の改定、入学資格および入学手続等の改定）

この学則は、平成29年4月1日から適用する。第14条、第19条、第22条、第23条、第26条、別表第1、第3、第4—1、第4—2、第5—1、第5—2、第6、第9、第13、第19、第22の改正は、平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（キャリア教育科目群の改定、現代ビジネス学部の教育課程の改定、学費の改定、日本語教員養成に関する科目の改定）

この学則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（健康科学部作業療法学科および健康科学部臨床検査学科の設置、収容定員の変更他）

この学則は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（基礎教育科目群、教養教育科目群、キャリア教育科目群、文学部、発達教育学部、健康科学部心理学科の教育課程の改定、公認心理師国家試験受験資格に係る規定の追加）

この学則は、平成30年4月1日から適用する。第9条、第14条、第15条の8、別表第I—1、第I—2、第I—3、第I—4—1、第I—4—2、第I—5—1、第I—5—2、第I—6、第I—8—1、第I—8—2、第I—12、第I—17、第II—4の改正は、平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（基礎教育科目群、教養教育科目群、キャリア教育科目群、発達教育学部、現

代ビジネス学部、看護学部、健康科学部心理学科の教育課程の改定)

この学則は、平成31年4月1日から適用する。第14条、別表第Ⅰ－1、第Ⅰ－2、第Ⅰ－3、第Ⅰ－8－1、第Ⅰ－8－2、第Ⅰ－9、第Ⅰ－10、第Ⅰ－11、第Ⅰ－12、第Ⅰ－17、第Ⅱ－2、第Ⅱ－3、第Ⅱ－4－1、第Ⅱ－4－2、第Ⅱ－4－3、第Ⅱ－11の改正は、平成31年度入学生から適用し、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（目的および自己点検・評価、発達教育学部の教育課程の改定）

この学則は、平成31年4月1日から適用する。第14条、別表第Ⅰ－8－1の改正は、平成31年度入学生から適用し、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（健康科学部心理学科教育課程の改定）

この学則は、令和元年5月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（在学限度の変更）

この学則は、令和元年6月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。第35条の改正は、令和元年度以前の入学生、編入学生は、なお従前の例とする。

附 則（キャリア教育科目群教育課程、健康科学部理学療法学科教育課程、同学部作業療法学科教育課程および社会教育主事養成課程の改定）

この学則は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（健康科学部理学療法学科、健康科学部作業療法学科および健康科学部救急救命学科の教育課程の改定）

この学則は、令和2年4月1日から適用する。第14条、別表第Ⅰ・13、別表第Ⅰ・14、別表第Ⅰ・15の改正は、令和2年度入学生から適用し、平成31年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- (別表第Ⅰ－１)基礎教育科目群（文学部・国際英語学部・発達教育学部・現代ビジネス学部対象）
- (別表第Ⅰ－２)教養教育科目群（文学部・国際英語学部・発達教育学部・現代ビジネス学部対象）
- (別表第Ⅰ－３)キャリア教育科目群（文学部・国際英語学部・発達教育学部・現代ビジネス学部対象）
- (別表第Ⅰ－４－１)文学部日本語日本文学科（日本語日本文学コース）
- (別表第Ⅰ－４－２)文学部日本語日本文学科（書道コース）
- (別表第Ⅰ－５－１)文学部歴史学科（日本史コース）
- (別表第Ⅰ－５－２)文学部歴史学科（世界史コース）
- (別表第Ⅰ－６)文学部歴史遺産学科
- (別表第Ⅰ－７)国際英語学部国際英語学科
- (別表第Ⅰ－８－１)発達教育学部児童教育学科（児童教育コース）
- (別表第Ⅰ－８－２)発達教育学部児童教育学科（幼児教育コース）
- (別表第Ⅰ－９)現代ビジネス学部経営学科
- (別表第Ⅰ－１０)現代ビジネス学部都市環境デザイン学科
- (別表第Ⅰ－１１)看護学部看護学科
- (別表第Ⅰ－１２)健康科学部心理学科
- (別表第Ⅰ－１３)健康科学部理学療法学科
- (別表第Ⅰ－１４)健康科学部作業療法学科
- (別表第Ⅰ－１５)健康科学部救急救命学科
- (別表第Ⅰ－１６)健康科学部臨床検査学科
- (別表第Ⅰ－１７)健康科学部心理学科《通信教育課程》
- (別表第Ⅱ－１)日本語教員養成に関する科目
- (別表第Ⅱ－２)教職科目
- (別表第Ⅱ－３)教育の基礎的理解に関する科目等
- (別表第Ⅱ－３)教育の基礎的理解に関する科目等
- (別表第Ⅱ－３)教育の基礎的理解に関する科目等
- (別表第Ⅱ－３)教育の基礎的理解に関する科目等
- (別表第Ⅱ－３－２)教職に関する科目（幼稚園教諭の所要資格の特例に関する科目）
- (別表第Ⅱ－４－１)領域及び保育内容の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
- (別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
- (別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
- (別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目

(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－２)教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－４－３)養護に関する科目・大学が独自に設定する科目
(別表第Ⅱ－５)司書に関する科目
(別表第Ⅱ－６)学校図書館司書教諭に関する科目表
(別表第Ⅱ－７)博物館学芸員に関する科目
(別表第Ⅱ－８)社会教育主事に関する科目
(別表第Ⅱ－９)保育士に関する科目
(別表第Ⅱ－９－２)保育士に関する科目（保育士の所要資格の特例に関する科目）
(別表第Ⅱ－１０)助産に関する科目
(別表第Ⅱ－１１)保健師に関する科目
(別表A)入学検定料
(別表B)入学金・授業料等